

電子契約の法的課題

M1365311 河本 雅志

近年、携帯電話やブロードバンドの普及などインターネットを取り巻く環境の変化により、電子商取引が一般の消費生活にも定着しつつある。それに伴い、電子商取引で締結される契約、いわゆる電子契約における紛争やトラブルも急増してきている。これら電子契約における紛争やトラブルに対応するべく、諸外国や日本の政府においてもさまざまな施策に取り組み始めている。本論文は、このような現状の中で施行された「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律（以下：電子契約法）」を中心に、電子契約の法的な課題について検討をするものである。

電子契約法では、電子契約において生ずる2つの法的問題に対応するための規定を設けている。

まず、電子契約法3条では、電子契約で生じる錯誤について規定している。契約等の法律行為において錯誤に落ちいった表意者（消費者）は、その錯誤が民法95条の規定する「要素の錯誤」であることを要件に無効の主張をすることができる。しかし、民法95条但書の規定により、表意者に重過失があった場合はその主張をすることができない。そこで、電子契約法3条では、電子契約で生じる操作ミスを経済上の錯誤として捉え、同条の要件を満たす電子契約においては、民法95条但書の規定を排除するとした。この規定は、操作ミスを起こしやすいとされる電子契約の特性に鑑み、消費者の保護を厚くする趣旨で設けられている。しかし、同条の適用対象となる消費者は個人に限定されており、個人と同様に電子契約に不慣れであろう小零細企業は適用対象外となっている。また、事業者等が「確認措置」を講じた場合には同条の適用はないことから、単に事業者がリーガルリスクから逃れる方法を示すものであって、同条の趣旨である消費者の保護とは異なった効果が生じる可能性がある。さらに、同法には「確認措置」の表示事項についての詳細な規定が存在せず、そのことを悪用される可能性が存在する。本論文では、以上の問題点を指摘した上で、消費者の定義の拡大および確認措置の表示事項の明確化を求めている。

次に、電子契約法4条では、電子契約の成立時期について規定している。契約という法律行為は、「申込」と「承諾」という意思表示によって成立する。民法では、その成立時期について、意思表示が到達した時期とする「到達主義」を原則としている。しかし、隔地

者間の契約については、承諾の意思表示を相手方に発信したときに成立するとする「発信主義」を規定している。この発信主義の規定は、到達主義では取引の迅速を阻害することになりかねないとの趣旨により置かれている。そこで、電子契約も隔地者間の契約にあたる場合には、発信主義により成立時期が決められることとなる。しかし、電子契約で用いられる電子メール等は、手紙に比べ相当に短い時間で相手方に到達するため、取引の迅速を阻害することにはならないと思われる。そこで、電子契約法4条では、隔地者間の契約であっても同条の要件を満たす電子契約については、発信主義に関する規定である民法526条1項及び527条の規定を適用しないこととした。このことにより、同条の要件を満たす契約については、たとえ隔地者間の契約であっても、到達主義によって成立時期が決められることとなる。しかし、通信技術や郵便事情が民法制定当時とは比較にならないほど向上している現在においても、同条の適用対象とならない隔地者間の契約が、これまでと同様に発信主義によって処理されることについて疑問を感じるため、本論文では、電子契約法の制定を機に発信主義の規定そのものを見直す必要があるとしている。

個別の問題はあるものの、電子契約法の制定により、電子契約における錯誤および成立時期に関する問題については、一応の対応が図られることとなった。しかし、同法は電子契約が国際取引で利用された場合には適用されない可能性が生ずる。また、取引の安全を確保するためには、電子契約法だけではなく、他の法規の効果も必要となる。そこで、本論文では、今後の課題として、電子契約における国際紛争および本人確認を取り上げ論じている。

電子契約法の規定は、諸外国でも類をみない個別的なものであることから、その機動性、迅速性が期待される。しかし、電子契約や電子商取引に対する統一的な施策を行う諸外国等との対応の違いは、ボーダレスな取引を阻害することにもつながりかねない。また、過度な消費者保護は、さらなる情報リテラシーの低下を誘発する結果となる。そこで、本論文では、日本における電子契約法制に対して、迅速性を生かしながらも、施行後の諸外国の状況および事業者と消費者のバランスを常にチェックしながら、整備していくことを求めている。